

新山梨環状道路「北部区間」の早期整備に関する意見書

高速道路及び地域高規格道路は、地域の産業発展に資するとともに、大規模災害時における広域支援ルートとして、命を守る社会資本の要である。

地域高規格道路である新山梨環状道路は、全長約43kmの環状道路計画であり、既に南部・西部区間の約19kmは供用開始されている。

また、東部区間約7kmについては、山梨県が事業主体となり整備を行っており、残りの北部区間約17kmについては、平成8年に国が調査区間に指定して以降、環境等に与える影響等に配慮しつつ事業化を図り、現在約7km区間（広瀬～桜井間、牛句～宇津谷間）の整備を行っている状況である。

この新山梨環状道路を全線整備することにより、道路ネットワークを構築することができ、国道20号の慢性的な渋滞の緩和や地域間の交流・連携を深めることが可能となり、活力ある地域づくりや安全で安心なまちづくりにつながる。また、既に供用開始している区間の沿線では、県全体の人口が減少する中で増加傾向にあるなど一定の効果が現れている。

さらに、令和9年に開業が予定されているリニア中央新幹線や中央自動車道とシームレスに接続することにより、甲府市をはじめ県内の観光拠点が東京から1時間圏域になることから、経済効果をより広い地域に波及させることができる。

以上のことから、リニア中央新幹線開業までに骨格となる交通網を構築し、豊かな郷土を築く礎をなすためにも、新山梨環状道路「北部区間」の早期整備が必要である。

については、道路整備の必要性を十分認識し、継続的・安定的な整備が図られるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 リニア中央新幹線の開業を見据え、北部区間のうち既事業化区間を一層整備促進し、未事業化区間を含めた全線の早期整備を図ること。
- 2 令和2年度予算編成において、道路整備の推進を図るための所要額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月2日

甲 府 市 議 会

提出先

内閣総理大臣 財務大臣 国土交通大臣